

介護福祉士養成校まんさく 学則（介護福祉士実務者研修通信課程）

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下当校という。）が実施する。
医療法人財団 浩誠会

（目的）

第2条 介護福祉士国家資格の受験資格を得る研修を通じて
介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することで、
地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、
広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、
研修という。）を実施する。
介護福祉士実務者研修

- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 受講期間は開講日から修了日までを6ヶ月間とする。
ただし、次の研修を過去に受講し課程を修了した者については、
修業年限を1月以上とする。
 - ア 訪問介護員養成研修（1～3級）
 - イ 介護職員初任者研修
 - ウ 介護職員基礎研修
 - エ 喀痰吸引等研修
 - オ その他上記に掲げる過程に準ずる課程

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。
介護福祉士養成校まんさく

（研修会場）

第5条 講義及び研修会場は、次のとおりとする。
鹿児島県霧島市霧島田口2 1 4 3
医療法人財団 浩誠会 会議室

（休業日）

第6条 次に挙げる日には授業は行わない
1 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことが
できないと当校が認める日。

（受講対象者）

第7条 高等学校卒業もしくは同等以上の学力を有する者で、介護福祉士の資格取得を望む者。

（入学時期）

第8条 入学の時期は随時とする。

（定員）

第9条 受講定員は一講座あたり20名 とする。

（受講料）

第10条 受講費用は次のとおりとする。なお、納入された受講料は原則として返還しない。
ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当校規定に従い返還することとする。

受講予定者の有する資格

（1）無資格者	110,000円
（2）介護職員初任者研修	95,000円
（3）ホームヘルパー2級資格者	95,000円
（4）ホームヘルパー1級資格者	80,000円
（5）介護職員基礎研修資格	30,000円

上記受講料消費税を含む、また当校指定のテキスト代金を含む。

（受講申込手続き、受講者の選抜）

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- （1）当校指定の申込用紙に必要事項を記載し、課題作文その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- （2）（1）の課題作文において、当校の規定する基準を満たす場合に、受講を認めるものとする。
- （3）受講者は、当校が定める期日内に誓約書等に合わせて次の書類を提出し、受講料を納入する。

・ホームヘルパー1級、2級、介護職員初任者研修、
介護職員基礎研修の各種修了証明書の写し（該当者のみ）

（教職員の組織）

第12条 当校に次の教職員を置く。
主任教員、専任教員、介護過程Ⅲを担当する教員、
医療的ケアを担当する職員、その他必要な教職員。

（使用教材）

- 第13条 使用する教材は下記のとおりとする。
介護福祉士養成 実務者研修テキスト 全5巻
（中央法規出版株式会社 発行）

（通信学習の実施方法）

- 第14条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。
- （1）学習方法
受講生はテキストに沿って自己学習し、当校の定める期日までに科目ごとにレポートを提出する。
 - （2）評価方法
各レポートの評価は60点以上を合格とする。
60点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。
 - （3）個別学習への対応
個別学習の際の質問に対しては、質問用紙にて受付けし、担当講師が回答する。

（面接授業の実施方法）

- 第15条 面接授業は次の方法で実施する。
- （1）面接授業は指定された日に研修会場にて行う。
出欠を確認するため、受講者は毎回出席簿に押印または署名をする。
 - （2）授業開始から30分以上遅れた場合は欠席とする。
また、やむを得ず欠席する場合は欠席届を提出するものとする。欠席した場合は当校の指定する期日に補講を受講しなければならない。
なお、面接授業が3分の2以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定をしないものとする。

（休学及び復学）

- 第16条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、当校の承認を受けなければならない。
- 2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
 - 3 第1項の規定により、休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを当校が確認した時に復学することができる。

（退学）

第17条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当校の許可を得なければならない。

（懲戒）

第18条 当校は学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、戒告、停学又は退学の措置を取ることができる。

- （1）受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した場合
- （2）体調不良で長時間の受講が困難な場合
- （3）持病がある場合
- （4）学習の意欲が見受けられない場合
- （5）他の受講生の迷惑となる行為をした場合
- （6）その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる場合

2 前項の事由によって、当校が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

（修了認定方法）

第19条 研修修了の認定方法については、次のとおりとする。
指定されたカリキュラムを全て履修し、授業料等未納がない者に対し、科目ごとに

- ①事前通信学習、
 - ②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、
 - ③受講態度を
- 総合的に評価し、判断する。

評価基準は

A：85点以上、

B：70～84点、

C：60～69点、

D：59点未満の4段階で評価し、

C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

（個人情報の取扱い）

第20条 本校は、受講生の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

- （1）受講生の個人情報は、本校が取得する入学、卒業、成績、出席状況に関する事項のほか、その受講生に係る個人情報一切とする。
- （2）個人情報は、本校事務室内の保管庫に施錠して保管する。

（その他の事項）

第21条 この学則に定めるものの他、必要な事項は当校が別に定める。

（附則）

この学則は平成28年12月1日から施行する。